

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
128	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化すること。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村において当該事務の円滑な執行が可能になる	・子ども・子育て支援 交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、茨城県、群馬県、新潟県		盛岡市、仙台市、福島市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、川口市、練馬区、川崎市、石川県、須坂市、山梨市、豊田市、大飯町、大原町、兵庫県、神戸市、伊丹市、玉野市、山口県、山陽小野田市、徳島県、北九州市、松浦市、宮崎市、沖縄県	<p>○本市においても処遇改善等加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。</p> <p>○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市においても、提案内容と同様の事例があり、対応に苦慮している。</p> <p>○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認すべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半に跨いでいる状況であることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。</p> <p>来年度の無償化等に伴う事務が増える為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○本市においても同様に膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とするが、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くなる。しかしながら、その退職の理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響する事例がある。さらに、他自治体の園へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるような全国的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。</p> <p>○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景として、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにも関わらず多くの事業者が制度の基本的な考え方を理解できないことにある。事業者にとってわかりやすい制度にするとともに、事業者が資金改善の見込みや実績を簡単に算出できるフォーマットを示していただきたい。</p> <p>○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課題。</p> <p>○本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直ししてほしい。</p> <p>○処遇改善等加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改正があるため、本市においても事業者及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素化を求めます。</p> <p>○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も増加し、認定にも時間を要している。</p> <p>そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につながるかと考える。</p> <p>○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行する必要があることから、簡素化について賛成します。</p> <p>○本市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化することで、当該事務の円滑な執行が可能となる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の確認が必要な事務が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。そのため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。</p> <p>○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して資金改善を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるうえでも、事務手続きの簡素化は必要不可欠である。</p> <p>○各施設に提出を求められる認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、各施設への指導等に係る事務が膨大となっている。</p> <p>○処遇改善加算Ⅰおよび処遇改善加算Ⅱに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補助金」がある。これまで、保育士等の資金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の整備について成果を上げている。</p> <p>しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行うことから、認定の審査は、市町村→都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響してしまう」等の意見や要望もきている。</p> <p>また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につながる。</p> <p>また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、これまでのような費用面の支援だけでなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者の好事例の横展開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると考えられる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設においても事務量が増加している。)</p> <p>○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。</p> <p>また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例も生じている。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
176	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費は、応援職員も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬等と定められており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 【支障事例】 発災後、迅速に行わなければならない応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書が必要不可欠であるが、「家屋被害認定調査」及び「罹災証明書の発行」業務に要する費用は、応援職員も含めて災害救助費の対象外となっている。 今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいため、被災地応援に二の足を踏むこととなり、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町村から家屋被害認定調査、罹災証明発行等業務に延べ1,610人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が「救助」に必要な業務とされ、救助費の対象となることで、多数の応援職員の派遣が可能となり、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理の迅速化につながり、避難所での長期生活者が減少し、震災関連死の増加防止にもつながる。	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		ひたちなか市、八王子市、山梨市、浜松市、豊田市、田原市、堺市、千早赤阪村、奈良県、大村市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市、九州地方知事会	○本市は、平成29年度に被災者生活再建支援システムを導入し、同時期に、被害認定調査計画及び罹災証明書発行計画を策定した。計画上、平常時においては、罹災証明書の発行端末5台を常備するが、災害時には、54台の端末を必要と想定しており、家屋の被害認定調査や発行体制の構築のための負担が大きい。 ○熊本地震被災地支援で、本市は家屋被害認定調査業務にのべ60人を派遣し、520日の活動を実施、り災証明書発行業務にのべ12人を派遣し、69日の活動を実施した。結果、現地経費など約1,900万円を支出した。支援自治体の人的負担及び経済的負担は非常に大きい。 大規模災害において、り災証明書の発行事務は被災自治体にとり非常に大きな負担となり、自組織だけでは迅速な業務遂行が難しい。 本業務を災害救助費の対象にし、支援自治体が被災自治体に応援に入りやすい体制をつくることで、被災地の早期の復興につながることを考える。 ○家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費については、熊本地震においても、最終的には交付税等による財政措置をして頂いたところ。しかし、提案で求められているように、災害救助費等で恒久的な財政支援を制度化して頂けると、実際の対応においても被災自治体が躊躇することなく、迅速に家屋被害認定調査等を進めていくことが可能になると思われる。 ○災害救助法で定められた事項に該当する項目のみが求償の対象となっているが、対象外の項目についても国等からの応援要請があれば、自前にて対応しており、一部については交付税措置がされている。 ただし、熊本地震に対する熊本市からの家屋被害調査及びり災証明発行業務について派遣要請を受け職員派遣を行ったが、熊本市での経費負担が困難だったことにより、財政的負担が大きかった。 ○熊本地震においては、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定業務や罹災証明書の交付等の業務が災害救助法の対象とならず、応援自治体や被災自治体の負担が大きいものとなった。 被災自治体の負担軽減を図るため、災害救助法の対象経費としていただきたい。
193	B 地方に対する 規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追記する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようになる。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	八王子市		山形市、福島県、石岡市、芦屋町	○マイナンバーカードを持っていないでも電子申請を行うことができるようにした場合については、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
295	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園に係る施設整備財源の一元化	認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	【支障事例】単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。	【制度改正の経緯】平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、法定代理受領の仕組みを用いて、幼稚園、認定こども園(保育所は委託)という園の種類に関わらず、同一の給付制度を適用する「施設型給付」が始まり、この制度を円滑に実施するため、全国の市町村で施行までに多大な準備作業が行われてきた。【現状】現在、課題がありつつも新制度は円滑に行われており、残る大きな問題が、「施設整備の一元化」である。今回の提案は、財政負担を生じる新たな交付金制度を設けるものではなく、文部科学省と厚生労働省に分かれていた運営費を、内閣府の「施設型給付」に一元化したように、施設整備に係る既存の財源を統合し、内閣府において交付決定してほしいということだけである。【制度改正による効果】自治体、補助事業者とも事務負担軽減につながるほか、特に補助事業者は、不採択等によりインシャルリストが増えるというリスクが低減するため、開園後の園の安定運営に寄与する。	児童福祉法第56条の4 内閣府、文部科学省、厚生労働省	中核市長 会			旭川市、秋田市、福島県、いわき市、須賀川市、柏市、横浜市、川崎市、新潟県、福井県、山梨県、須賀川市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大分県、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山市、徳島市、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<p>○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わずに申請を中止する事例も増加している。</p> <p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたっては、申請書類の統一が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の両方申請が求められる。施設整備が完了し、施設整備費が支払われず、事業者は法人が負担する額や内示額が補助事業者側から不足し、補助事業者(市町村)が差額を埋め合わせる必要が生じ、補助事業者の根本的な解決に至っていない。</p> <p>○文部科学省と厚生労働省それぞれ申請手続を行っており、申請手続が煩雑になっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの低価格設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならず、補助事業者が負担している。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分にできる改善が必要であると考える。</p> <p>○本市の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。</p> <p>○認定こども園の施設整備については、二つの交付金を申請するため、事務が煩雑となっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と異なることから、二重の交付金申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。</p> <p>○H29年度の認定こども園整備事業(施設整備)で、文部科学省部分の交付金が満額交付とならず、差額を市が負担した。今後、市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に支障となることが懸念される。</p> <p>○H29年度の認定こども園整備事業(施設整備)で、文部科学省部分の交付金が満額交付とならず、差額を市が負担した。今後、市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に支障となることが懸念される。</p> <p>○本市で現在予定している補助金を活用した施設整備においては、それぞれの後で補助金の要領要領の内容が異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事務費を重複分しているが、竣工時の建築確認検査等において両方の申請が必要となる場合があり、申請期間が長くなる可能性がある。審査費及び補助金に影響があるため、変更申請の処理が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。</p> <p>○事務の簡素化では根本的な解決にならないため、補助金の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準統一も一元化され、半分程度まで削減できる。自治体にとってメリットも大きい。</p> <p>○本市でも当該提案と同様の提案をしている。</p> <p>○文部科学省、厚生労働省双方に申請執行をしなければならない支障が生じている。</p> <p>○本市の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。</p> <p>○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分が文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○本市の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。</p> <p>○このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。</p> <p>○また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を市が負担した件や採択される時期が各市によってズレがあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に申請執行上で運営が支障をきたしている。</p> <p>○また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要となり、採分計算などの事務負担が大きくなることに加え、幼稚園部分には対象とならない経費があることや、採分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である</p> <p>○本市において、施設整備費が異なる申請で、申請書類を双方に分けて提出しなければならない。また、単一施設であるにも関わらず共用部分は採分して精算が必要となるなど、事務が非常に煩雑になっている。</p> <p>○またH29年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。</p> <p>○【申請業務(市町村)上の支障】幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続を行っている。この際、申請に必要でない共用部分は、かつ一定等により審査に区分されている。具体的には、保育費や入園料などの各共用部分ごとに定員による採分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>○同一の施設に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>○【審査業務(都道府県)上の支障】単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付業務に基づく協議・調整を行う必要があり、審査業務が非常に煩雑になっている。特に、二つの制度にまたがる共用部分の補助金の採分計算については、一方で修正が他方での補助金申請額に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>○【これまでの課題】補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元化の施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続きの簡素化は支援は期待できず、改めて根本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】■保育所相当部分「(保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助■幼稚園相当部分「(認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。</p> <p>○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。</p> <p>○補助金申請が完了しているにもかかわらず、事業費の採分や申請手続など、各々の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。</p> <p>○そのため、一元化の対応が必要だと考える。</p> <p>○本市において、申請の支障が解消される。</p> <p>事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童や園児に応じて細かい採分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から提出する資料も膨大なものとなり、運営に負担がかかることとなっている。</p> <p>○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、補助金額が不安定である。</p> <p>○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により差額な対応が煩雑であること、募集決定後に募集額に不足が生じる事業であることから、募集に利用できる交付金にしていたことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。</p> <p>○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を生じている。</p> <p>○近年、一定の改善はされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であることと、平成29年度の各市における認定こども園施設整備事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不信感が生じている。</p>
300	A 権限移譲	その他	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事の都道府県への移譲	市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】広島県内においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県と市町の一体的な取組に支障を生じる恐れがある。	【権限移譲による効果】地域の実情に精通した都道府県が認定することにより、県・市で連携した取組を行うことが可能となり、計画の実効性が高まる。	地域再生法第5条	内閣府	広島県			